

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年12月23日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター 所長 山下 秀幸

1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 海洋水産資源開発事業（（沖合底びき網（かけまわし）：青森県太平洋海域）に係る用船
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 自) 令和7年3月 1日
至) 令和7年5月31日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、1隻分の用船料1ヶ月分に相当する金額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

① 直接交付
神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25
GRC横浜ベイリサーチパーク 6階
国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター開発業務課
電話 045-277-0179
FAX 045-277-0209

② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「海洋水産資源開発事業（沖合底びき網（かけまわし）：青森県太平洋海域）に係る用船入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

③ メールによる交付
任意書式に「海洋水産資源開発事業（沖合底びき網（かけまわし）：青森県太平洋海域）に係る用船入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和7年1月2

4日までに上記3.あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックに質疑を提出し、当日までに質疑を行うとともに入札説明会に代える。また、質疑は入札説明書に添付された場合も随時受け付け、同様に対応する。ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合は、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5. 入札の日時及び場所等

(1) 入札の日時及び場所

令和7年2月12日 14時30分
神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25
国立研究開発法人水産研究・教育機構
GRC横浜ベイリサーチパーク 会議室

(2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所

令和7年2月12日 12時00分
3.①に同じ。

6. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

(7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

(1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。

※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

用船仕様書

1. 調査名：海洋水産資源開発事業（沖合底びき網（かけまわし）：青森県太平洋海域）

2. 調査目的・概要

かけまわし漁法の沖合底びき網漁業を対象に、気候変動対応も踏まえた合理的な漁場利用による単一魚種依存度の軽減に向けて、深場漁場における未利用低利用魚の効率的な生産と各種加工原料供給による採算性の実証を通じて本漁業の経営安定と持続的発展を実現するための方策を検討する。

3. 使用隻数

1 隻

4. 調査項目

(1) かけまわし漁法による深場漁場での試験操業

未利用低利用魚の有効活用を目的に、かけまわし漁法による深場漁場における試験操業を実施する。試験操業では、用船した漁船が通常操業で使用するかけまわし漁具を用いて水深 300～500 m の深場漁場を主体に操業を行い、当該深度帯に分布する未利用低利用魚を漁獲してその漁場の利用可能性を評価する。また、当該深度帯におけるかけまわし漁法での効率的な漁獲を実現可能な操業方法の確立を目指した各種検討を行う。

出入港および漁場までの往復航海にかかる操船、操業作業および漁獲物の選別等の船上での通常の漁労作業全般は調査員指示の下で乗組員が行う。具体的な操業地点は、乗組員と調査員相談の上で決定する。操業において漁具が破損した場合は、乗組員により修繕作業を行う。また、必要に応じて、通常および探索航走中および操業中における魚群探知機の映像あるいは音響反応データを収録する。

本調査で用船する漁船は、深場操業で使用可能なかけまわし漁具を予備も含めて 2 式用意するとともに、通常の操業実施で想定される程度の漁具破損を修繕するために必要な資材等を用意すること。なお、試験操業実施に起因して大幅な漁具破損や損失および曳き網の破断等の不具合が発生した場合は、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下、「機構」という。）と用船請負者の間で別途の協議を行った上で原状復帰の対応を実施する。また、深場漁場での操業時に不要物等が大量に入網して揚網作業に支障が来すことを抑制するための大目合コードエンド（別紙参照）および魚群探知機の映像あるいは音響反応データを収録するために必要な機器類はそれぞれ機構が用意する。

(2) 漁具の改良

前項で示した試験操業で使用するかけまわし漁具について、より効率的な漁獲を実現するために、必要に応じて漁具の改良を行い、深場漁場における操業の最適化を図る。漁具の改良に当たっては、乗組員と調査員が相談の上、調査員が改良案を作成し、それに基づき乗組員が漁具の改良の対応を行う。漁具の改良に必要な資材等は、用船する漁船が保有する資材等で対応可能な場合はそれを使用し、その他に必要な資材等が発生した場合は機構が用意する。

(3) 漁具挙動の把握に関する情報の取得

使用漁具の基礎的な性能および挙動変化を確認するとともに、深場漁場での効率的な操業の実現を図るための検討材料を得るために漁具挙動を把握する。漁具挙動の把握は、かけまわし漁具の各部位に深度計を装着して深度履歴を記録して沈降速度や網口高さ等の変化を確認するとともに、間隔記録計を手木付近に装着して操業中の両舷手木の間隔を調べる。漁具挙動の把握に必要な計測機器は機構が用意し、それらの漁具への装着は調査員あるいは調査員指示のもと乗組員が行う。

(4) 入網物の各種測定

本調査で漁獲される未利用低利用魚を含めた入網物について、操業地点ごとの漁場評価および分布特性や資源生態学的な特性を把握するために各種測定を行う。入網物の測定項目は、魚種組成、個体数および重量等の把握であり、これらに関する各作業は調査員が中心に行い、乗組員はこれを補助する。漁獲物の測定に必要な機材一式は機構が用意する。

(5) 漁獲物の適切な鮮度管理および温度データの取得

深場漁場で漁獲される未利用低利用魚の利用促進に向けて、漁獲直後から水揚げまでの漁獲物の鮮度維持方法を検討する。漁獲物の船上における保管は、十分な碎氷の使用や使い方の工夫も含めて、可能な限り低温を維持することで品質を管理する。また、バラ積み時の漁獲物の鮮度維持を企図してコンテナバッグへの漁獲物の収納による効果を確認する。これらに関連する各作業は、乗組員と調査員が相談の上、調査員が案を作成し、これに基づき乗組員が行う。また、漁獲物の温度変化に関する基礎的知見の蓄積のため、計測機器によって温度データを取得する。この作業は調査員が中心に行い、必要に応じて乗組員はこれを補助する。これらの作業に必要な資材および機器類等は機構が用意する。

(6) 未利用低利用魚の利用加工技術開発に必要なサンプル魚の採集

深場漁場で漁獲される未利用低利用魚の利用加工技術を開発するために必要なサンプル魚の採集を行う。サンプル魚の採集に掛かる作業は調査員が中心に行い、必要に応じて乗組員はこれを補助する。

(7) 船上作業の撮影

用船期間中の操業状況および漁獲物の選別状況を映像で記録するために、船上に複数のビデオカメラを設置する。船上作業の撮影に使用する機材は機構が用意し、機材の取り付け、データ保存等は調査員が行い、必要に応じて乗組員はこれを補助する。

(8) 漁獲物の取扱い

調査により取得した漁獲物等はすべて開発調査センターに帰属するものとし、善良なる管理者の注意をもって漁獲物およびその製品を管理するものとする。

5. 船舶等の必要な要目

(1) 漁業種類 沖合底びき網漁業

(2) 航海能力 2 日以上は無寄港航海が可能であること。

(3) 総トン数 120 トン以上 180 トン未満

(4) 漁具および漁労設備

- 1) かけまわし漁法の操業に必要なウインチやリール等の漁労設備を有すること。
- 2) かけまわし用の底びき網漁具 2 式（うち予備 1 式）を用意すること。
- 3) 前項で示したかけまわし用の底びき網漁具 2 式は、水深 700 m までの使用に耐え得るとともに、機構が準備する別紙の仕様の大目合コードエンドを使用可能なこと。
- 4) かけまわし漁法の操業で使用する曳き綱等は、水深 700 m までの操業に対応可能であること。
- 5) 魚倉：バラ積みにより 30 トン以上の漁獲物の収容が可能であり、砕氷も適宜利用することで、5°C以下の温度で保管が可能であること。
- 6) 通常のかげまわし漁法の操業で想定される範囲の漁具破損を修繕するために必要な資材等を用意すること。

(5) 付帯設備

- 1) 航海及び漁労計器等：GPS、レーダー、プロッターおよび魚群探知機を備えていること。
- 2) 作業場所等：調査員がデータ処理のため優先的に使用可能な作業場所を有すること。
- 3) 電源：調査に使用する機器類に使用するための AC 100 V の電源を有すること。
- 4) 通信機器：衛星通信を介した船舶電話および FAX を有すること。
- 5) その他有ることが望ましい設備等（ただし、必須条件とはしない）：ドップラー潮流計、表面水温計を備えていることが望ましい。

(6) その他

- 1) 最大搭載人員中に、その他の乗船者として 2 名以上を含むことができること。
- 2) 本船は、以上の要件のほか、法令で定められた設備は勿論、調査運行に支障を来さない相当の設備及び付属品を備え、かつこれらが維持管理されていること。

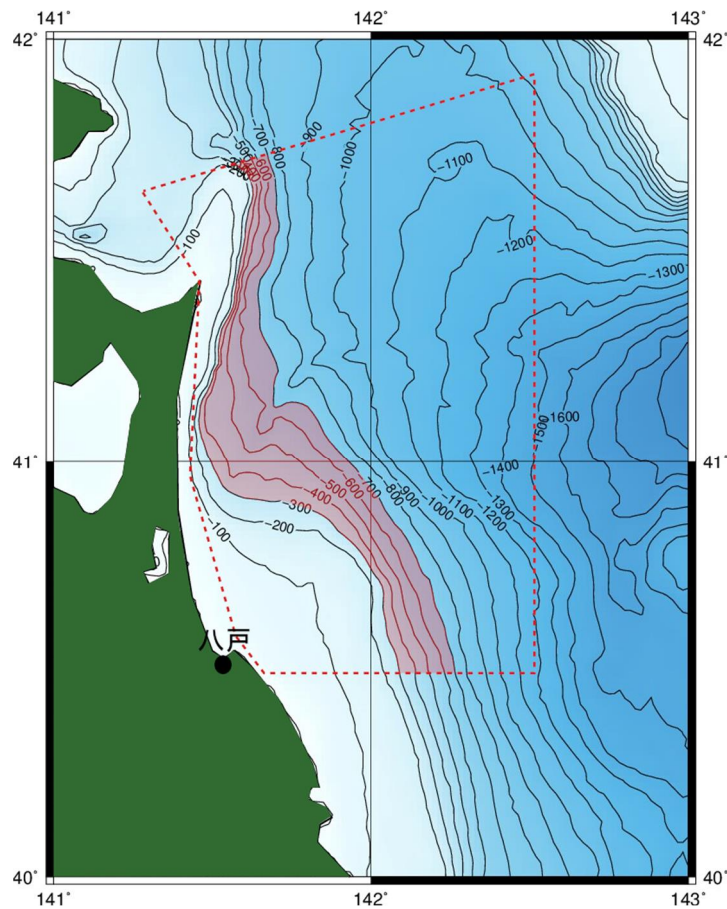
6. 乗組員

- (1) 乗組員数は14名以上とし、漁労長、船長および機関長に加え、かけまわし操業が十分に行える人員を確保しておくこと。
- (2) 漁労長は、かけまわし漁法について十分な知識と技量を有すること。
- (3) 乗組員の過半数はかけまわし漁業の経験があり、かけまわし漁具作製に関する十分な知識と技術を有すること。
- (4) 出入港時並びに操業中は、恒常的にヘルメットおよびライフジャケットを着用すること。

7. 用船期間及び調査日程

- (1) 用船期間 令和7年3月1日(土)～令和7年5月31日(土)
- (2) 調査日程 令和7年3月1日(土) 調査開始(八戸港)
令和7年5月31日(土) 調査終了(八戸港)

8. 調査海域：青森県太平洋沖海域（操業予定海域は赤色で示した範囲）



9. 担当研究所：開発調査センター

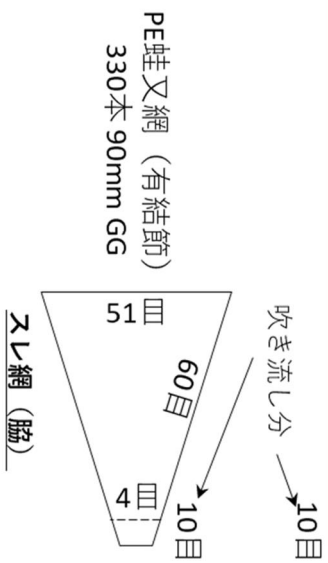
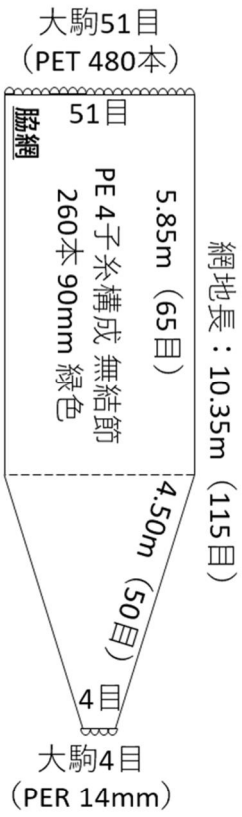
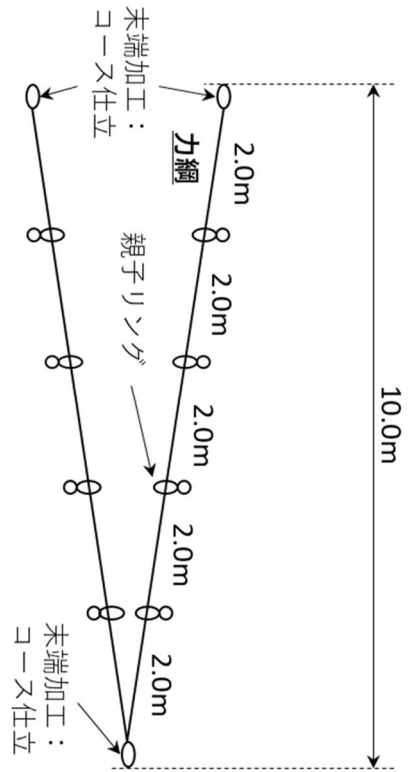
10. 船舶に搭載するコンピューターまたは乗組員の使用するコンピューター及び電磁的記録媒体のセキュリティーチェック

- (1) 船舶に積載する一切のコンピューター及び電磁的記録媒体については、用船開始時又は寄港地からの出港時にセキュリティーチェック（コンピューターウイルスの排除処理）を行うこと。
- (2) 上記（1）のチェックは、契約者または乗組員が用意した最新のウイルスに対応した検知・排除用のデータに基づいて行うか、調査員が用意するウイルスチェック用のソフトウェア（注）の何れかで行うこと。

（注）調査員は、マイクロソフト社の【Microsoft Defender】を持参する予定であるが、このソフトウェアに起因する故障やデータの破損等については、一切、機構では保障しない。したがって、契約者または乗組員がセキュリティーチェックを行うことが望ましい。

11. その他

- (1) 詳細については担当職員の指示に従うこと。
- (2) 運航に関する事項については、本仕様書に定めるもののほか、別添「調査船用船仕様書」によるものとする。
- (3) 用船契約期間中に消費した燃油は機構が別途供給するものとするが、それ以外の運航に必要な消耗品類等は請負者側の負担となる。



調査船に関する用船仕様書

国立研究開発法人水産研究・教育機構

第一章 総 則

- 1 用船（以下「本船」という。）は国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）を使用者とし、調査に従事することを目的とする。
- 2 本船は漁船法、船舶法、船舶安全法、電波法、海上衝突予防法、その他関係法令の規定に適合するものであり、かつ、所要の検査を受けこれに合格したものであること。
なお、国際航海に従事する場合にあっては、所要の条件を満たすものでなければならない。
- 3 本船は、機構が指定する海域において、調査を行うため、調査員等の指示に従い本船を運航しなければならない。
ただし、関係法令に定める船長の権限に及ぶものではない。
- 4 本船の乗務員の服務については、第三章「乗組員の服務に関する注意事項」のとおりとする。
- 5 本船は、調査員等の適当な居住設備を準備するとともに、その任務に必要な便宜を与えなければならない。
- 6 本船の乗務員は、船舶職員法に規定する資格を有する職員とし、調査について、別に必要な員数を定める。
- 7 本船には次の設備を備えなければならない。
 - (1) 標 識
本船の用船中においては、機構が貸与した機構旗を船橋周辺の見えやすい場所に掲げること。
 - (2) 諸設備
本船は法律で定められた設備を備え、かつ、維持管理をすること。
- 8 本船は船舶要目表、海員（乗組員）名簿、有効な船舶検査証書、船舶検査手帳、船舶国籍証書及び無線局免許状、船舶整備記録簿及び漁船原簿を提示しなければならない。
- 9 本船の船内には緊急事態に備えた連絡体制及び対応マニュアルを備えなければならない。
- 10 この仕様書によることが困難である場合においては、機構及び船舶所有者が別途協議の上決定するものとする。

第二章 調査船

調査船については、第一章総則の定めによるほか下記によるものとする。

- 1 本船はそれぞれの調査の目的を達成できる船型、漁ろうに関する諸設備を有するものとする。また、調査の実施については、別に定める調査要領によるものとする。
- 2 本船の行動日数は同調査要領に定められた日数とする。
ただし、調査実施上やむを得ず調査計画を変更した場合には、機構が認めたその日数とする。
- 3 本船は調査船として次の設備を備えなければならない。
 - (1) 標 識
外国の200海里水域において調査を実施する場合であつて、当該外国の法令又は漁業協定等で調査船の標識が義務づけられている場合には、その定められた標識を塗装又は掲示すること。
 - (2) 諸設備
 - ア 本船は、調査実施上必要とする漁ろう設備等を常時作動できる状態に維持管理すること。
 - イ 本船は、荒天下にあつても安全に漁獲物の調査、測定が行い得る専用の場所を確保すること。
 - ウ 本船は、よりよい船位を把握するため、精度の高い位置測定用航海計器を備えること。
なお、前記1に定めるもののほか、特殊な設備、漁具又は機器を必要とする場合は、機構及び船舶所有者と協議の上決定するものとする。
- 4 調査に付随して採捕された漁獲物等は全て機構に帰属するものとし、調査用標本を除きその処理に係る具体的方法については、別途調査員が指示するものとする。

第三章 乗組員の服務に関する注意事項

- 1 船長は、調査員等の指示を受け、乗組員を指揮監督して船務及び業務一切を処理統轄し、調査の遂行に協力すること。
- 2 船長は、船体の構造、操船上の性能及び機関の能力等を十分に把握の上自船の保安及び能率的な運航に努めること。
- 3 船長は、業務を遂行する上で支障をきたさないよう、出航前の検査を行い、船体、機関、無線機器及び航海計器その他属具の整備点検に心がけること。
- 4 船長は、気象条件の変化に留意し、特に、荒天の際は自船の保安に十分な措置をとること。
- 5 船長は原則として次の場合には船橋で指揮をすること。
 - (1) 出入港及び転描のとき
 - (2) 狭水道及び漁船が密集して操業する海域を航行するとき
 - (3) 視界不良及び海難救助のとき
 - (4) 調査のとき
 - (5) その他船舶に危険のおそれがあるとき
- 6 一等航海士は船長を補佐し、その命を受け船務及び業務を処理するとともに船員の秩序維持等の管理にあたること。
- 7 乗組員の勤務について、船長が必要と認めるときは、通常の勤務時間の割振りによらない勤務方法を命ずることがあること。
- 8 乗組員は次の事項を守ること。
 - (1) 上長の職務上の命令に従うこと
 - (2) 職務を怠り、また、他の乗組員の職務を妨げないこと
 - (3) 船長の指定するときまでに乗船すること
 - (4) 船長の許可なく下船しないこと
 - (5) 船長の許可なく端艇その他重要な属具を使用しないこと
 - (6) 船内の食料又は清水を浪費しないこと
 - (7) 船長の許可なく電気若しくは火気を使用し、又は禁止された場所で喫煙しないこと
 - (8) 船長の許可なく日用品以外の物品を船内に持ち込み、又は船内から物品を持出さないこと
 - (9) 船内において争闘、乱酔その他粗暴の行為をしないこと
 - (10) その他船内の秩序を乱すようなことをしないこと
 - (11) 出入港時及び操業中は、恒常的にヘルメット及びライフジャケットを着用すること

9 乗船乗務中の当直者は次の事項を遵守すること。

- (1) 見張りを厳重にし、みだりに船橋を離れないこと
- (2) 船長から指示された事項に留意し、その遂行に努めること
- (3) 当直者は船内を巡検し、火気、浸水その他航行の支障となるような原因の防除に努めること

10 船長は、停泊中においても、自船の保安、見張り等のため、停泊当直を行わせること。

11 機密の保持について

- (1) 船舶の行動等職務上知り得た事実を外部の者に漏らさないこと
- (2) 船内機密書類については、船長が保管し、取扱については十分注意すること
- (3) 外来者に対し船長の許可なく乗船させないこと

■ フラッグ

フラッグには、シンボルマークと法人名の組み合わせの「英語バージョン・中央揃えタイプ」を使用してください。フラッグのサイズは幅2.4m、高さ1.6mを基準としています。ただし、比率を同じくすれば他のサイズでの使用も可能です。なお、フラッグに使用する場合は、プリントのクオリティのバラつきを防ぐため、「グラデーションなしバージョン」を原則とします。



■ 指定色



プロセスカラー RGB カラー

C_100

R_12

M_75

G_36

Y_10

B_117

K_10

特色指定

PANTONE_7462 C

DIC_184